

第4章

E U

| | |
|---|------------|
| 関税 | 124 |
| (1) 高関税品目 | 124 |
| (2) 情報技術協定 (Information Technology Agreement) の 対象製品の取扱いにかかる関税分類問題 | 124 |
| 基準・認証制度 | 129 |
| (1) 電気電子機器への有害物質使用制限に関するEU指令 (RoHS指令) | 129 |
| (2) エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関するEU指令 (EuP) | 130 |
| (3) 化学品規制 (REACH) | 130 |
| (4) 殺生物性製品規則 | 131 |
| サービス貿易 | 131 |
| オーディオ・ビジュアル (AV) 分野の規制 | 131 |
| 政府調達 | 132 |
| 公共調達新規則案 (Proposal on International Procurement Instrument) | 132 |
| 地域統合 | 133 |
| 譲許税率の引き上げ | 133 |
| コラム：英国のEU離脱 (Brexit) と通商ルール | 133 |

関 税

(1) 高関税品目

***本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。**

<措置の概要>

EU の現行の非農産品の譲許率は 100%、単純平均譲許税率は 3.9%であるが、貨物自動車 (最高 22%)、履物類 (最高 17%)、陶磁器 (最高 12%)、ガラス製品 (最高 11%)、乗用車 (最高 10%) と、高関税品目もいくつか残されている。また、実行税率は、2015 年時点で、電気機器 (最高 14% (テレビカメラ、ラジオ受信機等)、単純平均 2.8%)、繊維 (最高 12%、単純平均 6.5%) の関税率は他の先進国と比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて厳しい競争条件の下に置かれている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという WTO 協定の精神に照らして、上記のようなタリフピーク (第 II 部第 5 章 1. (1)③参照) を解消し、可能な限り関税を引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている (最新の状況については資料編を参照)。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2019 年 7 月には約 90%の関税が撤廃される予定。また、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 54 メンバーについて完全に撤廃され

ることになる (詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA (情報技術協定) 拡大交渉を参照)。EU については、2016 年 7 月から関税撤廃を開始した。例えば、EU が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、デジタルビデオカメラ (14%)、カーオーディオ (14%)、テレビ受信機器 (14%) 等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023 年に完全に撤廃されることになる。

さらに、2013 年 4 月からは、我が国からの市場アクセスの改善を図るため、日 EU・EPA 締結に向けた交渉が行われている (詳細は第 III 部総論参照)。

(2) 情報技術協定 (Information Technology Agreement) の対象製品の取扱いにかかる関税分類問題

「情報技術協定」 (ITA : Information Technology Agreement) とは、情報関連機器、部品等の関税撤廃を目的として 1996 年に日米 EU 等 29 개국・地域により合意された閣僚宣言 (Ministerial Declaration on Trade in Information Technology Products) を指し (ITA の概要については、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA (情報技術協定) 拡大交渉を参照)、ITA 参加国は ITA の対象とされた製品の関税無税化を GATT 第 2 条に基づく本国譲許表に記載することが求められている (2017 年 2 月現在、82 メンバーが参加 (EU 加盟国 28 개국を含む))。これを受けて、参加国は ITA 対象製品を譲許表に個別に掲載して無税とする旨を明記しており、これらの製品に対して実際に関税を賦課している場合には、GATT 第 2 条に基づく譲許違反となる。

EU では、テレビやビデオといった ITA 対象外の電機製品に対しては高い関税が課されているが、製品の高機能化や技術的融合が進む中、本来 ITA 対象製品として扱われるべき製品が恣意的な関税分類上の取扱いの変更により ITA 対象外製品として課税されるという問題が生じている。ITA 参加国である EU は ITA 対象製品を無税とする譲許を行っており、これらの製品への課税は GATT 第 2 条違反を構成する (ただし後述のとおりかかる問題の

一部は現在解消されつつある)。

ITA は、対象製品の関税無税化の実現により、IT製品の自由な貿易体制を確保し、IT分野のさらなる技術進歩に貢献してきた。他方、技術進歩の速いIT製品は、その特性上、新機能の付加や機能の向上が頻繁に繰り返されるが、機能の付加・向上を理由に ITA 対象製品を直ちに ITA 対象外とし有税化すると、ITA 対象リストの空集合化を招きかねず、IT製品の自由貿易促進といった ITA の本来の目的にも反する事態となる。このため、ITA は「各国の貿易制度は、IT製品の市場アクセス機会を拡大するように発展すべきである」(ITA宣言パラグラフ1参照)と定め、また、「技術進歩、関税譲許適用の経験、HS分類の変更に鑑み、追加品目を加えるために付表を変更すべきかどうかをコンセンサスで合意し、IT品目の非関税障壁について協議するために、参加国は物品理の下で定期的に会合する」(同附属書パラグラフ3)と規定しているように、ITA 合意当時から技術進歩に対応する必要性は折り込まれていた。実際、2015年12月に ITA 拡大交渉が妥結したことにより、今後、一部品目については関税分類問題が解決される見込み(詳細は、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。

このEUにおける問題に対し、2006年12月、経済産業大臣より欧州委員会委員(貿易担当)宛に解決を要請する書簡を发出するとともに、2007年1月の経済産業大臣と欧州委員会委員(貿易担当)及び経済産業審議官と欧州委員会貿易総局長との各会談において、本件問題解決へ向けて欧州委員会と協議を行った。その後も我が国はEUとハイレベルでの協議を継続したが、EU側は解決に向けた努力を行わなかった。

EUによるITA製品への課税の動きは、他のITA対象製品及び他のITA参加国へ波及する可能性が高いことや、産業界からの強い要望があることから、我が国は、WTOの紛争解決手続を利用することとし、2008年5月28日、デジタル多機能複合機(MFM)、フラット・パネル・ディスプレイ(FPD)及びセット・トップ・ボックス(STB)の3品目について、EUに対し、米国と共同でWTO協議要請を行った(6月12日に台湾が同様にWTO協議要請)。

7月にEUとの二者間協議を行ったものの十分な結果が得られなかったため、8月18日に、米国及び台湾と共同でパネル設置要請を行い、9月23日にパネルが設置された。その後、2009年に開催された2回のパネル会合を経て、2010年9月21日、共同申立国側の主張を認めるパネル報告書が採択された。同年12月、我が国、米国及び台湾は、パネルの勧告を実施するための履行期限を2011年6月30日とすることで、EUと合意した。EUは、2011年6月25日付官報で不当な関税規則を修正する履行措置を公表し、これを同年7月1日から施行した。さらに2012年2月9日付官報で多機能複合機、同年2月21日付官報でセット・トップ・ボックス、2013年10月5日付け官報でフラット・パネル・ディスプレイの分類基準にかかる新規則を発表した。

以下、個別製品に即して問題を概観する。

① WTO パネルにおける検討の対象製品

(a) デジタル多機能複合機

<措置の概要>

デジタル多機能複合機(Multifunction Digital Machines(MFM))は、プリンター、コピー、スキャナー、ファックス等の複合的な機能を備え、コンピュータやネットワークにつなげて使用することを前提とした情報機器であり、コンピュータとの接続による出力を主要な機能としている。

MFMの関税分類上の取扱いについては、これをITA対象であるHSコード8471.60号(コンピュータの入出力装置)もしくは8517.21号(ファクシミリ)、またはITA対象外である9009.12号(アナログ式複写機)のいずれに分類すべきか、国際的なコンセンサスが得られていなかった。そこで、WCO(世界税関機構)のHS委員会において検討が行われたが、HS委員会は形式上ITAを意識したものではないため、関税分類の一問題として取り上げられた。1998年にブラジル(ITA非加盟国)が複合デジタルコピー機は9009.12号に分類すべきとWCOに問題提起したことを契機に議論が始められ、2001年5月にWCO・HS委員会で行われた投票では、9009項にはデジタル複合機が含まれないと

されたが、反対国が留保権を行使し議論は継続扱いとなった。2002 年 11 月に行われた 2 回目の投票では、逆にデジタル複合機が 9009 項に含まれるとする支持が多数となったが、反対国が留保権を行使し議論は再び継続された。2003 年 11 月の 3 回目の投票では、我が国が説得努力を行ったこともあり、結果は同票となった。これを受けて、2007 年 1 月 1 日に発効した HS2007 で、コンピュータまたはネットワークに接続できる多機能複合機について独自の関税分類 (8443.31 号) が新設されることとなり、これにより WCO における議論は終了した。

EU は、ITA が締結された当時から、デジタル複合機を 9009.12 号に分類し課税対象としていたが、HS2007 改正の後には、ファクシミリ機能を有しない MFM、または毎分 12 枚超のコピー機能を備え電子写真方式の出力技術を使用する MFM 等を、EU 関税率表 (CN) 8443.31.91 に分類し 6% の課税を行うこととした。

＜国際ルール上の問題点＞

EU は、ITA 対象製品であるプリンター (CN8471.60.40)、スキャナーその他のコンピュータの入出力装置 (CN8471.60.90)、及びファクシミリ (CN8517.21.00) を無税とすることを譲許表に記載している。

しかし、コンピュータと接続機能のある MFM またはコピーとファクシミリ機能を有する MFM は、前者はコンピュータまたはネットワークと接続して使用されることを前提とし、コンピュータ等との間で情報、データ等を送受信しこれらを入力する機能をもつ機器であるから、ITA 対象製品である「コンピュータの入出力装置」(8471.60 号) に該当し、後者は ITA 対象製品であるファクシミリ (8517.21 号) に該当するので、これらに対する課税は GATT 第 2 条違反を構成する。

また、そもそも MFM は、ITA 対象製品である単機能のプリンター、ファクシミリ、スキャナー等を技術的に融合し高度化した製品にすぎず、かかる製品を ITA の対象外と扱うことは、IT の技術進歩を促すどころか却って阻害し、ITA の本来の目的に反するばかりか、技術進歩のもたらす便益に

よる産業・社会の発展に悪影響を与えることも懸念された。そこで、上記のとおり、我が国は、MFM に対する課税について WTO 紛争解決手続を活用した。

＜最近の動き＞

上記のとおり、申立国の主張を認める WTO パネル報告書が 2010 年 9 月に採択された。これを受けて、EU は、2011 年 6 月 25 日付官報 (L シリーズ) で、一定の MFM に対する 6% 課税を定めていた CN8443.31.91 を撤廃するとともに、「デジタルコピー機能を主たる機能とする」MFM に対してだけ 2.2% 課税することとし、その他の MFM を無税とする履行措置 (委員会実施規則 620/2011) を公表し、これを同年 7 月 1 日付けで施行した。

さらに、上述のとおり、EU は、2012 年 2 月 9 日付官報で、MFM の分類基準にかかる新規則を発表し、MFM について、デジタルコピー機能が主たる機能であるとされる可能性 (したがって 2.2% 課税の対象となる可能性) を著しく限定した。今後は、新規則の運用において WTO 勧告履行が適切に行われているか注視していく。

(b) フラット・パネル・ディスプレイ

＜措置の概要＞

EU は、2004 年に、DVI 端子 (Digital Visual Interface、ディスプレイにコンピュータのデジタルデータを送ることを目的としたコンピュータ用インターフェースの標準規格) を備えたフラット・パネル・ディスプレイ (FPD) の関税分類上の扱いを変更し、従来 ITA 対象であるコンピュータの入出力装置 (CN8471.60.80 : 関税率 0%) として無税としていたところ、DVI 端子によりビデオ信号を受信できるとして、ITA 対象外であるビデオモニター (CN8528.21.90、HS2017 改正後は CN8528.59.00) に分類し、14% の高関税を賦課するようになった。EU は、2005 年から画面サイズ 48.5 センチ以下など一定の要件を満たす FPD に対して暫定的に課税を停止する措置をとったが (同年 3 月 31 日付官報掲載)、これと並行して、コンピュータ以外のソースから信号を受信表示できる FPD (DVI、HDMI 端子を備える FPD、DVD 記録再生機・

ビデオカメラ・ビデオゲームから信号を受信表示できる FPD 等) を、14%課税を定める関税コードに一律に分類する関税規則を順次施行した(2005年4月27日付、同年12月29日付及び2008年5月30日付官報に掲載、ただしこれら FPD も上記暫定的課税停止措置の対象である限り実際の課税は停止されていた)。

<国際ルール上の問題点>

EU は、ITA 対象製品であるコンピュータの入出力装置(8471.60号)及びコンピュータの「ための(for)」FPD を無税とすることを譲許表上で約束しているにもかかわらず(前者は ITA 付属書 A、後者は ITA 付属書 B に基づく)、上記のとおり、DVI 端子付 FPD 等に対する一律の課税措置を定めていた。

DVI 端子付 FPD は、その技術・構造の特性からコンピュータに「専ら又は主として」使用される機器であるから、HS 第 84 類注 5(B)(a)に則り(「自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること」等の要件を充足した場合は、コンピュータ等の自動データ処理システムを構成するユニットとして取り扱うべき旨規定)、コンピュータの入出力装置として無税扱いされるべきであるから、EU の課税措置は譲許違反として GATT 第 2 条違反を構成する(なお、HS2007 改正により、FPD に対する 8471.60 号の適用は排除され、コンピュータに専ら又は主として使用される種類の FPD は 8528.51 号に分類されることとなった)。また、EU は、ITA 付属書 B に基づき、コンピュータの「ための」FPD を全て無税扱いとすることも譲許表に記載しているのであるから、この側面からも、コンピュータ以外のソースからの信号を受信表示できる FPD に対する一律の課税措置は GATT 第 2 条違反に該当する。

2005 年に開始された上記暫定的課税停止措置は 2007 年に延長されたが(同年 3 月 22 日付官報掲載)、依然としてコンピュータに使用される多くの FPD が 14%の高関税の対象とされていた上、そもそも課税停止はあくまで暫定的な措置にすぎず、EU の一方的判断により随時修正・撤廃され得るものである(同措置は 2009 年及び 2011 年にも延長

され(最終的には 2011 年 6 月末に失効)、2009 年には同措置の適用対象範囲を画面サイズ 55.9 センチ以下の FPD などに拡大した(2009 年 3 月 7 日付官報)。そこで、上記のとおり、我が国は、FPD に対する課税についても WTO 紛争解決手続を活用した。

<最近の動き>

2010 年 9 月に申立国の主張を認める WTO パネル報告書が採択された。これを受けて、EU は、2011 年 6 月 25 日付官報でデジタル多機能複合機並びにセット・トップ・ボックスに対する履行措置を公表したが、FPD に対しては、コンピュータ以外のソースからの信号を受信表示できる FPD モニタ、DVI 端子付 FPD モニタ等を ITA 対象外であるビデオモニタ(CN8528.59.10 または CN8528.59.90)に一律に分類する措置を 2009 年 11 月に撤廃済みであるとして、新たな履行措置は公表しなかった。

しかしながら、WTO パネル報告書は、モニタに DVI 端子が付属していることだけをもって直ちに ITA 対象外とはならないことに加えて、ITA 付属書 B に基づき、コンピュータに使用できるように設計された FPD であれば ITA 対象となり無税扱いをすべきとの判断を示しているため、ITA を反映した譲許表に従った関税取扱いが実現されるためには、一定のモニタの関税分類にかかる上記措置の撤廃だけでは不十分であり、コンピュータに使用できるように設計されたすべての FPD の無税扱いが実質的に確保される必要がある。

したがって、モニタの画面サイズ等による一部のコンピュータ用モニタに対する課税は、譲許に適合しない関税取扱いとして GATT 第 2 条違反となる疑いが強い。

その後、我が国が EU と継続してパネルの勧告の実施に関する協議を続けた結果、EU は、2013 年 10 月 5 日付官報で、コンピュータからの信号を表示することができる FPD を無税とする新規則を公表した。

また、2017 年の分類変更により、パソコンなどデータを処理する機能を有する電子機器(CN8471)に直接接続可能なディスプレイは、非課税の CN8528.42 と CN8528.52 に分類されるようになって

た。加えて、CN8528.52の一部である CN8528.52.91 については、PC の外付けディスプレイの主要技術である LCD を活用した製品と定義されていることなどから、少なくとも上市されている FPD の大部分は非課税として扱われていると考えられる。

今後は、新規則の運用において WTO 勧告履行が適切に行われているかを注視していく。

(c) セット・トップ・ボックス

<措置の概要>

EU は、2008 年、(i) 録画・再生機能（ハードディスク、DVD ドライブ等）を備えたセット・トップ・ボックスは、CN8521.90.00（ビデオ録画・再生機器に対して 13.9%の関税賦課）に分類されるとし、また、(ii) ISDN、WLAN、イーサネット技術を使うセット・トップ・ボックスは、CN8528.71.13（インターネットアクセス等によるコミュニケーション機能をもつセット・トップ・ボックスを無税とする）から除外する（かかるセット・トップ・ボックスは CN8528.71.19 により 14%の関税を賦課）旨の関税規則を施行した（2008 年 5 月 7 日付官報掲載）。

<国際ルール上の問題点>

EU は、ITA 付属書 B に基づき、「コミュニケーション機能をもつ STB」を無税扱いとすることを譲許表で定めている。したがって、上記のとおり課税対象とされる STB が「コミュニケーション機能をもつ STB」に該当する場合は、GATT 第 2 条違反を構成する。

<最近の動き>

EU は、2010 年 9 月に採択された WTO パネル報告書を受けて、2011 年 6 月 24 日付官報で、CN8528.71.13 は削除され、CN8528.71.15（関税率 0%）を新設し、コミュニケーション機能をもつセット・トップ・ボックスは、当該付加的機能によりセット・トップ・ボックスとしての本質的特徴が失われない限り、録画・再生機能をもつものも CN8528.71.15 に含めて無税とする履行措置を公表した。また、2012 年 2 月 21 日付官報で、セット・トップ・ボックスの分類基準にかかる新規則を発

表した。今後は、新規則の運用において WTO 勧告履行が適切に行われているかを注視していく。

② その他の製品

また、今回の WTO パネルにおける検討の対象とはしていないが、實際上、技術進歩によって多機能化・高度化した故に ITA 対象外とされてしまい、かかる取扱いは ITA の本来の趣旨やこれまでの成果に逆行し、また協定違反の可能性が高いと考えられる品目として、以下の 2 品目がある。

(a) 半導体デバイス

2016 年版不正貿易報告書 166-167 頁参照

(b) インクカートリッジ

<措置の概要>

欧州司法裁判所は、2002 年 2 月及び 2006 年 10 月、ヘッドなしインクカートリッジの関税分類について、コンピュータ出力装置の部分品及び附属品（CN8473.30.90：関税率 0%）ではなく、インク（CN3215.90.80：関税率 6.5%）に分類されるのが妥当との判決を下した。これにより、EU 加盟国税関において、ヘッドなしインクカートリッジがインクに分類され、6.5%の関税が賦課されるようになった。

<国際ルール上の問題点>

EU は ITA 対象製品である CN8473.30.90 を無税とすることを譲許表上で約束している。このため、インクカートリッジが CN8473.30.90 に該当する場合には、インクカートリッジへの課税は GATT 第 2 条違反を構成する。インクカートリッジは、単にインクを貯蔵するものではなく、プリンターヘッドへのインク供給やコンピュータへの情報伝達といったプリンターの重要な機能を司るものであり、プリンターにとって紛れもない部分品であるため、ITA 対象製品である CN8473.30.90 として無税扱いすべきである。

<最近の動き>

2007 年 10 月、HS2012 改正を検討している WCO 関税分類見直し小委員会に、一部加盟国の提案に

基づいて WCO 事務局より、インクカートリッジ、トナーカートリッジ、熱転写印刷用カートリッジ等の分類を統一するような新しい関税分類を策定することに関する検討ペーパーが提出された。新しい分類の内容によっては、インクカートリッジが ITA 対象外の製品として位置づけられる可能性があり、我が国からも問題点を指摘したところ、7 カ国による非公式ワーキンググループを構成して検討することとなった。しかし、ワーキンググループにおいても統一案の合意に至らず、2008 年 11 月の関税分類見直し小委員会において、現状維持とすることが決定された。2015 年 12 月、第 10 回 WTO 閣僚会合において妥結した ITA 拡大では、インクカートリッジを含めたプリンターカートリッジが対象品目となり、合意文書の附属書 B に掲載されている。EU では 2016 年 7 月に関税即時撤廃が予定されており、確実な履行が期待される。

基準・認証制度

(1) 電気電子機器への有害物質使用制限に関する EU 指令 (RoHS 指令)

<措置の概要>

EU では、1990 年代から電気電子機器への有害物質の使用抑制に向けた法制化の動きが見られていたが、2003 年 2 月、いわゆる RoHS 指令が公布され、現在に至っている。

同指令では加盟国に対し、EU 域内に上市される電気電子機器への一定割合以上の化学物質（鉛、水銀、カドミウム等 6 物質）の含有を禁止するために、国内法制定を含む様々な措置を講ずるよう求めている。

<国際ルール上の問題点>

RoHS 指令は、加盟国ごとに国内法の制定、施行期日に差が生じることにより、複数の規制が混在する時期が発生、若しくは指令上の施行日到来時点で国内法未制定の国が存在する可能性がある。また、指令内容を超える規制を独自に定める加盟

国が発生する可能性がある。このような場合、対象製品の製造・輸入・販売者にとっては、EU という単一の市場内に（想定外の）複数の規制が存在することとなり、加盟国ごとの異なる対応のために手続・コストの面で過度な負担が発生し、TBT 協定第 2.2 条（強制規格は正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない）の観点から問題となる可能性がある。

<最近の動き>

2011 年 6 月 8 日に月、改正 RoHS 指令（いわゆる RoHS2）（2011/65/EU）が欧州議会と閣僚理事会によって採択され、同年 7 月 1 日に EU 官報に掲載された（同年 7 月 21 日発効）。改正 RoHS 指令の発効に伴い、旧指令は廃止されている。同指令では、交流 1000V、直流 1500V 以下の定格電圧を持つ電気電子機器が対象とされており、加盟国に対し対応する国内法を 2013 年 1 月 2 日までに発効させることが義務付けられた（第 25 条）。

2015 年 3 月、RoHS2 が更に改正され、4 種類のフタレート（DEHP、DBP、BBP、DIBP）が制限物質のリストに追加されたため、我が国は、同月の TBT 委員会開催中の二国間会合において、本改正で追加された DEHP と DBP については、REACH 規則では認可対象となる方向であるにも関わらず、RoHS において制限物質リストに追加することは、RoHS 指令の 6 条 (1) で規定されている、制限物質リストの見直し及び修正における REACH 規則との一貫性に反する旨、懸念を表明した。

また、2016 年 11 月に、RoHS 指令の Annex III に定める除外 9(b)、13(a)、13(b)の更新に関する官報案の WTO/TBT 通報がなされた。RoHS 指令における除外更新の手続きは全般的に遅れているが、同通報の除外更新案では新たに設定される期限に手続きの遅れが考慮されていないこと、除外対象の用途の文言が細分化されているなど、市場が混乱することが懸念される。日本の電機電子業界からも、それらの改善を要望するコメントを提出しており、今後も本件に係る動向を注視する必要がある。

(2) エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関する EU 指令 (EuP)

<措置の概要>

EU では、環境に配慮した製品設計の枠組みとして、2005 年には「エネルギー使用製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令」(EuP 指令)を、2009 年 10 月には、「エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令 (ErP 指令またはエコデザイン指令)を公布した。

同指令では、域内で上市される製品の、原材料の調達、製造、販売から廃棄に至るまでの期間(ライフサイクル)、環境に与える影響(例:資源の使用、大気や水への放出物、騒音、振動等)に配慮した取組みを行うことが求められる(一般的環境配慮制度要求)ほか、製品によっては使用電力、待機電力等を一定値以内に納めることが求められる(特定環境配慮制度要求)。対象製品毎の要求事項は、「実施措置 (Implementing Measures)」によって公表されている。

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、製品毎の要求事項は「実施措置」により公表されるが、これまで、この「実施措置」ドラフトの TBT 通報では、①要求事項設定に至る科学的根拠が不明であり、②また各文言の定義が不明確である等の問題があり、同指令が正当な政策目的に基づかない措置である場合には、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性があるという問題がある。また、発効日を官報公示後 20 日後と予定しており、施行日 6 ヶ月前までの公表を求める TBT 協定第 2.12 条との関係で問題となる可能性がある。

<最近の動き>

欧州委員会は、2015 年 12 月に資源効率/循環型経済政策の行動計画 (Circular Economy Policy Package) を発表。同計画の中で、ErP 指令 (エコデザイン指令)には、特定環境配慮制度要求として、従来の使用電力や待機電力等エネルギー効率要求に加えて、資源効率要求も導入される方向性が示された。それを踏まえて 2016~2019 年のエコデザイン作業計画が 2016 年 11 月に公表され、実

施措置を策定する対象製品、資源効率要求の追加も明示されている。なお、資源効率要求も導入された最初のケースとして、2016 年 12 月にディスプレイ・テレビ (テレビを対象とした実施規則の改訂として、対象もディスプレイ全体を包含する形で拡大)の実施措置案が TBT 通報された。

同通報の実施措置案は、対象範囲の拡大に伴うエネルギー効率要求及び資源効率要求の導入に対して、従前の調査・検討不足や既存規制 (RoHS 指令等)との重複・未整合も散見され、政策目的に照らして内容の不備が多く、市場へ混乱を与えることが懸念される。日本の電機電子業界からも、それらの改善を要望するコメントを提出しており、今後も本件に係る動向を注視する必要がある。

(3) 化学品規制 (REACH)

<措置の概要>

欧州において、2007 年 6 月 1 日から化学品規制である REACH (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) 規則 (1907/2006) が施行された。

この規則の特徴は、以下のとおりである。

- ①既存物質と新規物質とを同一の枠組みで規制し、既に市場に供給されている既存物質についても新規物質と同様に登録が義務づけられる (年間累計 1 トン以上の化学物質を欧州域内で製造又は輸入する者が対象)。さらに、登録者あたり年間累計 10 トン以上製造・輸入される化学物質については、化学物質安全性報告書の作成が義務づけられる。
- ②従来、行政府が担ってきた既存物質の安全性評価の責務を、産業界に課す。
- ③本規制に基づき、EU 化学物質庁 (ECHA) および加盟国は登録された物質に対して評価 (審査) を実施する。物質評価の対象物質はハザード情報、ばく露情報、使用量に基づき、ECHA ならびに加盟国によって優先付けされ、CoRAP (Community Rolling Action Plan、共同体ローリング行動計画) リストとして公表される。
- ④一定の要件の下で、成形品 (article) 中に、意図的放出物が含まれ、その量が年間累計 1 トン

を超える場合は登録が義務づけられ、高懸念物質が 0.1%を超える濃度で含まれる場合には、その物質が年間 1 トンを超えれば届出が義務づけられる。

- ⑤発がん性などの懸念が極めて高い一定の指定された化学物質については、附属書 XIV に認可対象物質として記載された場合、個々の用途ごとに市場への供給及び使用を認可するシステムを導入する（産業界においてリスクが適切に管理されていること等が証明され、認可が付与されない限り、市場への供給が禁止される）。

附属書 XIV に認可対象物質として記載する際は、PBT 又は vPvB の特性、幅広く分散的な用途、高生産量という要件に基づき優先的に記載されることが示されているものの、個々の物質が附属書 XIV に記載される際に、例えば加盟国内で製造されていない化学物質を優先的に審査対象に加えていく等の扱いが実施されていないか懸念がある。この他、デンマークやフランスでは、それぞれフタレート 4 物質、ビスフェノール A などに対する加盟国独自のいわゆる上乗せ規制が検討されている。これらは欧州として一体的な化学物質管理体制として導入された REACH 規則の本質的な枠組みと整合しない動きと考えられるが、デンマークの規制については、欧州委員会が加盟国の規制調和の点から働きかけを行い、結果として上乗せ規制は撤廃された。引き続き、加盟国独自の上乗せ規制に関する動向の注視が必要である。

<国際ルール上の問題点>

年間累計 1 トン以上の化学物質に対しては、一部を除き一律登録の義務が課されており、①登録用データの入手、②登録用文書作成、③登録及び④欧州域外企業にとっては、登録やその後の評価等への対応のための唯一の代理人の指名・維持等、多額の費用がかかる規制であり、産業界に過度の負担を強いている。

0.1%を超える濃度で高懸念物質を含む成形品については、上述の届出及び情報伝達の義務が生じる。複合成形品については、濃度算定の母体を複合成形品全体とする ECHA の解釈があったが、2015 年 9 月に欧州司法裁判所は、複合成形品を構

成する各成形品(Component article)を母体とする先決裁定を公表した。EU 域外で製造された複合成形品の輸入者には、複合成形品を構成する構成部品ごとに SVHC の濃度算出が求められることになり、輸入者にとって負担となる。現在、EU 裁判所の裁定を踏まえて、ECHA が関連するガイダンスの改訂を進めているが、産業界に過度な負担を強いることのない規制となることが求められる。

これらの運用規則の内容が、EU 域外企業を域内企業に比して不利に扱うようなものになる場合は TBT 協定第 2.1 条（内国民待遇）、また、事業者に過度な負担を課すようなものになる場合は TBT 協定第 2.2 条（強制規格は正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない）の観点から、それぞれ問題になる可能性がある。

<最近の動き>

2016 年 10 月には、PFOA を制限する WTO/TBT 通報がなされた。同通報の制限案では、25ppb という閾値の妥当性や、半導体やスペアパーツに関する除外がないことなどの懸念事項があり、日本の電機電子業界からコメントを提出した他、2016 年 6 月、11 月の TBT 委員会開催中の二国間会合において、我が国から EU に対して懸念を伝達している。

我が国企業を含むビジネス活動の予見性を向上させていくことを主眼として、欧州化学物質規制の動向を今後も引き続き注視する必要がある。

(4) 殺生物性製品規則

2016 年版不正貿易報告書 171 頁参照

サービス貿易

オーディオ・ビジュアル (AV) 分野の規制

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

EU は、域内の文化的価値の保護を目的として、理事会の「国境なきテレビ指令」89/552/EEC（修正指令 97/36/EC）により、テレビ放映時間の半分を超える時間を、実行可能な場合にかつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう加盟国に求めている（但し、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く）。この指令に基づき、全加盟国で国内法の整備が終了しており、例えば、フランスでは、テレビで放映される映画は少なくとも 60%を欧州制作分としなければならず、また、仏語放送を全体の 40%以上としなければならないと規定している（1992 年 1 月 18 日の政令 No. 86-1067）。その後、同指令は「視聴覚メディア・サービス指令」として、新たに生まれ変わり、2007 年 12 月 19 日に発効した。ここでは、テレビ広告、ビデオ・オン・デマンド等に関する規律が新たに追加されている。

<懸念点>

EU は、WTO サービス交渉において、AV 分野について一切の約束をせず、あわせて最恵国待遇（MFN）例外登録も行っているため、上記措置が WTO 協定違反とは言えない。しかしながら、サービス協定はすべてのサービスを対象とするものであり、自由化に向けた取組が望まれる。

なお、MFN は、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の 1 つであり、WTO 協定における基本原則である。MFN 免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため、その撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN 免除は時限的なもので、原則として 10 年を超えてはならないとしている。この点、EU 自身が 2009 年 7 月の『オーディオ・ビジュアル政策の外的側面に関するスタッフ・ワーキング文書』と題する文書において、今後 WTO に加盟をしようとする国々に対し、EU と文化的な協力関係を構築するために、音響映像サービスの約束を行わず、かつ MFN 免除登録を促すことを助長するような記載があることは WTO の精神からも看過することは出来ない。

<最近の動き>

上述のとおり、2007 年 11 月、欧州議会において、「テレビ放送活動の遂行に関する一部の加盟国法規のコーディネーションに関する理事会指令 89/552/EEC（国境なきテレビ指令）を修正する欧州議会・理事会指令案（視聴覚メディア・サービス指令案）」[COM (2005) 646] が採択され、翌 12 月に発効した。同指令の国内法への導入期限は 24 か月以内（2009 年 12 月 19 日）で、すべての加盟国が指令を国内法に導入するための法規を欧州委員会に通知済みである。

欧州委員会は 2011 年 3 月 29 日、『視聴覚メディア・サービス指令』の適用状況に関する情報提供を 16 の加盟国に要請し、加盟国が採択し欧州委員会に通知した国内法の分析を行い、指令の内容が的確に国内法に反映されているかを精査した。また、2015 年 7 月から 9 月まで、ステークホルダー及びユーザーを対象に、視聴覚メディア・サービス指令に係るフィードバックを得るためにパブリックコンサルテーションが行われ、2016 年 5 月 25 日、本指令の改正提案が欧州委員会で採択された。今後、欧州議会にて本改正提案が審議される予定である。本改正は、音響映像サービスの視聴方法が、伝統的な TV からオンライン媒体に変化しつつある中で、消費者保護の観点から、音響映像サービス事業者に対する規制を見直すものである。特に、オン・デマンドサービスにおいても、欧州作品を一定量以上配信することを義務づけるクォータ規制が明示されていることは注目される。

EU における文化保護政策は引き続き厳しく行われているところ、我が国は WTO サービス交渉等において、EU に自由化約束向上を行うよう求めている。

政府調達

公共調達新規則案 (Proposal on International Procurement Instrument)

2016 年版不公正貿易報告書 172-174 頁参照

地域統合

譲許税率の引き上げ

<措置の概要>

2013年7月1日、新たにクロアチアがEUに加盟した。1973年より累次行われてきたEU拡大の場合と同様、今回も新規加盟国の関税がEUの共通関税に置き換えられたため、一物品目について関税（譲許税率）が引き上げられる結果となった。GATT第28条第1項の定めによれば、事前に関係国と交渉し、かつ合意することにより、譲許税率を引き上げることができるものとされているが、EUは我が国をはじめとする関係国と交渉を終了させることなく、新規加盟国における関税の引き上げがなされた。なお、EUによる譲許税率の一方的な引き上げは、2007年1月にブルガリア及びルーマニアがEUに加盟した際や、2004年5月の新規10か国加盟によるEU拡大、それ以前のEU拡大時にも行われている。2004年のEU拡大時には、我が国はEU拡大前の交渉妥結を目指し、EUに対して働きかけを行ったものの、EUは我が国を含む関係国と何ら事前の交渉を行うことなく新規加盟国における関税が引き上げられた。我が国との交渉を経て合意された補償措置が施行されるまでにはEU拡大後約1年8か月を要し、その間、対EU輸出企業の一部は一方的に引き上げられた関税を徴

収される損害を被る結果となった。

<国際ルール上の問題点>

EU拡大に伴う一方的な関税の引き上げは、譲許税率を引き上げる場合にGATT第28条に定める手続により補償的調整を義務づけているGATT第24条第6項に整合的でない。

<最近の動き>

2013年7月、我が国はEUに対し、クロアチアのEU加盟に伴うGATT第24条第6項交渉開始の意図がある旨書面にて申し入れ、EUとの間で本件について協議を継続している。なお、2007年のブルガリア及びルーマニアのEU加盟に伴うGATT第24条第6項交渉では、我が国の、税率の引き上げによる損害を累積したものが損害額であるという主張と、EU側の、ある新規加盟国で税率が引き上げられる場合でも、他の新規加盟国で税率が引き下げられる場合はその利益も考慮すべきであり、税率引き下げによる利益も考慮すれば補償は不要という主張の隔たりが埋まらず、補償措置を得られずに協議を終えている。

なお、アイスランド、トルコ及びモンテネグロがEUへの加盟交渉を行っており、また、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国及びセルビアも加盟候補国に認定されているところ、我が国としては、GATT第24条第6項及び第28条との整合性を確保するよう、EUと協議を継続し、働きかけを行っていく必要がある。



英国のEU離脱(Brexit)と通商ルール

1. 英国の国民投票結果

2016年6月23日、欧州連合(EU)からの離脱の是非を問う国民投票が行われた結果、離脱が51.9%、残留が48.1%という結果になり、英国はEU離脱を選択することとなった。

この英国のEU離脱、いわゆるBrexit問題について通商ルール等の観点から見てみたい。

2. EU条約第50条と英国内手続

(1) EU条約第50条

EUの基本条約であるEU条約第50条1項は、EUを離脱する国に、欧州理事会に通知し、EUと離脱に関する取決めを明記した協定を締結することを求め(同条2項)、また、離脱協定の発効日または発効しない場合は離脱の通知日から2年後にEU関連条約の離脱国への適用は停止される(同条3項)と規定している。したがって、英国がEUから離脱するに

は、まず欧州理事会に通知をする必要がある。

(2) 英国内での離脱に向けた手続

英ロンドン高等法院は、2016年11月、EU離脱手続には英議会の承認が必要との判断を下した。他方で、北アイルランド、スコットランド、ウェールズから同意を得る必要はないとした。英最高裁も、2017年1月24日、高等法院の判断を支持した。

この結果を踏まえ、離脱をEUに通知する権限を政府に与える法案（EU離脱法案）が英下院で審議され、賛成494票、反対122票で可決された。貴族院は、EUとの最終的な離脱協定につき採決する権限を議会に与えるなど、法案の一部修正を要求したが、下院はこれを否決した。3月13日、上院は要求を取り下げ、賛成274、反対118で下院の判断に賛成した。英国女王の裁可を受けた3月16日、EU離脱法案は成立した。

(3) 英政府の動き

2017年1月17日に英国メイ首相は、EU離脱に関する演説を行い、①欧州単一市場からは離脱し、②EUの間ではFTAの締結を目指し、③3月末にEU条約第50条に基づく離脱通知を行う旨、発表していた。

上記のとおり、EU離脱法案が成立したことを受け、英国メイ首相は3月29日、トゥスクEU大統領に離脱通知書面を交付し、EU条約第50条に基づく離脱を通知した。EU全加盟国の合意により延長が認められないかぎり、原則として、2019年3月30日、英国はEUから離脱することとなる。

3. 英国のEU離脱とWTO、FTA

(1) 英国のWTO上の地位

世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定第11条は、「この協定が効力を生じる日における千九百四十七年のGATTの締約国及び欧州共同体であって、この協定及び多角的貿易協定を受諾し、かつ、千九百九十四年のGATTに自己の譲許表が附属され及びサービス貿易一般協定に自己の特定の約束に係る表が附属されているものは、世界貿易機関の原加盟国となる。」と規定している。

英国はGATTの締約国であり、EU全体のものに含

まれる形で自国の譲許表及び約束表も協定に附属しており、WTOの原加盟国である。

英国がWTOの原加盟国であることは、EU離脱後も変わらないが、他方でEUを離脱すると、英国としての関税譲許表、サービスの約束表がないので、EU離脱後はそれらを早急にWTOに提出する必要がある。

なお、英国独自の譲許表・サービス約束表が存在しないことから、直ちに英国の譲許・約束は白紙と考えるのか、EUの譲許表・約束表と同じ内容で存在すると考えるのかは議論がある。前者の考えをとる場合、英国としての譲許表・約束表がWTOで承認されるまで空白期間が生じる可能性があり、かかる空白期間の取扱いを別途合意しておく必要がある。後者の考えをとる場合にも、既存の譲許表・約束表は残存するが、EUの譲許表・約束表を英国のものとして修正する技術的な変更が必要となり、また、後述のとおり、その内容の一部について他国との調整を要することになる。

(2) 1980年手続

英国は、基本的に現在のEUの譲許表をそのまま英国の譲許表として提出していくことを想定している。具体的には、技術的な変更であるとして、「1980年手続」に従って譲許表の承認を得ることを想定している。同手続に従えば、英国が事務局長に新しい譲許表を提出し、それを事務局長が全加盟国に回付した後、3ヶ月間、特段異議がなければ、承認されたことになる。

但し、その場合でも、譲許表上、記載されている農業の関税割当の数量（TRP）や国内支持の割当（AMS）について、他のEU諸国との間でどう分配するか等の調整は必要であり、合意に至るまで、一定の時間が必要となる可能性がある。

(3) GATT28条に基づく協議

英国がEUの譲許表をそのまま引き継がず、一部品目について関税引き上げを行う、または、EUから離脱して英国一国のみになった場合、同じ譲許レベルでも価値が下がる等の理由で、各国から1980年手続に拠ることに異議が出た場合、GATT28条に基づく協議を行うことになる。複数国がGATT28条

に基づく協議を求めた場合、合意に至るまで、一定の時間が必要となる可能性がある。

なお、EU 側についても、構成国の変動（英国及び直近でEU に加盟したブルガリア、ルーマニア、クロアチア）に伴う譲許表の修正が必要となるため、GATT28 条に基づく協議が行われる可能性がある。

（４）政府調達協定

英国は、EU のメンバーとして政府調達協定(GPA)に参加するが、GPA の締約国 (Parties) ではないため、EU から離脱した後は GPA の締約国の地位を失う。従って、EU 離脱の際には、英国は、GPA の締約国との間で加入交渉を行う必要がある。また、英国が EU から離脱した際には、EU の附属書 I (各締約国が約束する機関を特定するもの) について修正の必要がある。英国の加入交渉と並行して、EU の附属書 I の修正手続も行われることが想定される。

いずれにしても、EU の機能に関する条約 (the Treaty on the Functioning of the European Union) 第 3.1 条に基づき、EU 加盟国の通商交渉権限は EU に排他的に属しており、英国は、EU を離脱

するまで、正式な交渉はできない。

（５）英国と FTA

上記のとおり、EU 加盟国の通商交渉権限は、EU に排他的に属しており、英国は、EU を離脱するまで、FTA に関する通商交渉もできないとされている。英国の EU 離脱後の第三国との間の FTA 交渉については、英国側も関係国側も既に関心を示しているが、正式な交渉は、英国が EU を正式に離脱し、通商交渉権限を回復した後に始まることになる。

英国の離脱後、英国と EU との間の FTA 締結までの空白期間が生じた場合に、暫定措置 (移行措置) を合意する、あるいは GATT24 条に規定する中間協定 (原則 10 年以内に FTA に移行) を締結するのか、合意するとすればどのような内容とするかについては、離脱交渉での主な争点の一つとなる。なお、EU は、英国の EU に対する未払い債務の整理、EU 市民権の確定などの離脱に伴う交渉を優先的に行うことを主張しており、新たな FTA に関する交渉はこれらが合意できた後に議論するという姿勢を明示している。

